

B型肝炎予防接種 説明書

【対象者】

生後1歳未満の（1歳誕生日の前日まで）のお子さん

※母子感染（産道感染）予防のため、出生直後にB型肝炎の接種を行っている場合は対象となりません。（HBs抗原陽性の母親からの出生児）

【標準的な接種期間】

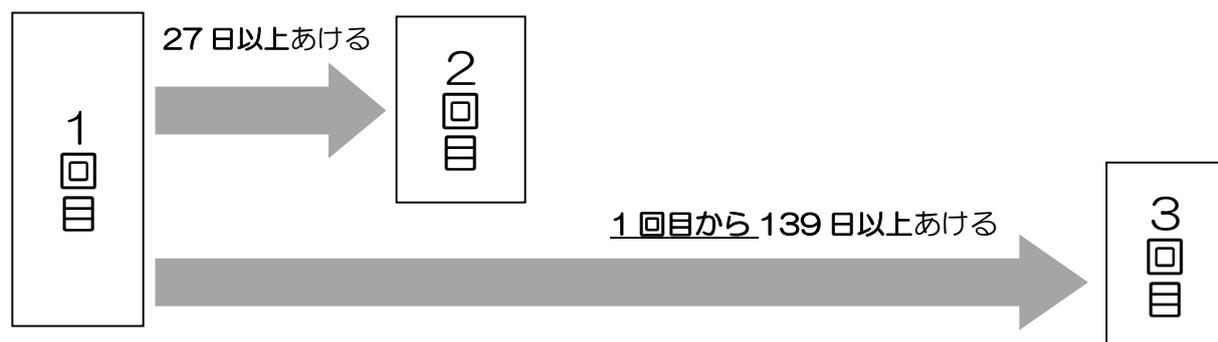
生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間

【接種回数・間隔】

基礎免疫をつけるには決められた間隔で**3回**の接種が必要だと言われています。
定められた間隔をあげずに接種した場合、公費助成の対象になりません。

1回目接種から27日以上あけて2回目を接種

1回目接種から139日以上あけて3回目を接種



※1歳に至るまでに3回接種を完了するためには、生後32週0日までに1回目の接種を開始する必要があります。

【受け方】

- 接種場所：市内協力医療機関（別紙一覧）…必ず予約してください。
- 料 金：無 料
- 持 ち 物：母子健康手帳、予診票（ご記入のうえ）、
マイナンバーカード(またはこども医療費受給資格者証)
委任状（保護者が同伴できない場合）

※栃木市から転出をした場合、栃木市発行の予診票は使用できません。

※市外の医療機関で接種を希望する場合は、事前に健康増進課までご相談ください。

B型肝炎とは

B型肝炎は、B型肝炎ウイルス感染によっておこる肝臓の病気です。B型肝炎ウイルスに感染した血液等に接触した場合に感染を起こすことがあり、一過性の感染で終わる場合と、そのまま感染している状態が続いてしまう場合（この状態をキャリアといいます）があります。また、経過の違いから、急性肝炎と慢性肝炎があり、急性肝炎は稀に（約1～2%）劇症化する場合もあることから注意が必要です。慢性肝炎になった一部の人は肝硬変や肝細胞がんなど命に関わる病気に進展するおそれがあります。

ワクチンの副反応

副反応は10%前後に認められ、倦怠感、頭痛、局所の腫張（はれ）、発赤、疼痛などがあります。まれにあらわれる重大な副反応としては、ショック、アナフィラキシー、まれにあらわれる重大な副反応としては、ショック、アナフィラキシー、多発性硬化症、急性散在性脳脊髄炎、脊髄炎、視神経炎、ギラン・バレー症候群、末梢神経障害などがあります。

【受ける前の注意点】

- ① 予防接種の説明書や「予防接種と子どもの健康（小冊子）」をよく読み、必要性や副反応等について充分ご理解ください。
- ② 当日は、お子さんの体や衣服を清潔にしてください。
- ③ 当日は朝から、お子さんの状態をよく観察しふだんと変わったところがないか確認してください。
なお、検温は接種場所で行いますが、できれば数日前から体温を計り健康状態をチェックしておくといでしょう。少しでもお子さんの体調に不安がある場合は、予防接種を見合わせてください。
- ④ お子さんの体調等がよく分かる保護者（父母又は未成年後見人）の方がお連れください。

【受けることができない場合】

- ① 明らかに発熱している場合（37.5度以上）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ その日に受ける予防接種の接種液の成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな場合
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

【医師とよく相談しなくてはならない場合】

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けている場合
- ② 予防接種で、接種後2日以内に発熱の見られた場合及び発しん、じんましんなどのアレルギーと思われる異常があった場合
- ③ 過去けいれん（ひきつけ）を起こしたことがある場合
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている場合や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる場合
- ⑤ その日に受けるワクチンの成分（抗菌薬、安定剤なども含む）に対してアレルギーがある場合
- ⑥ 麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん等にかかり、治ってから4週間以上たっていない場合

⑦周囲(家族・友達など)で、感染症の病気(麻疹・おたふくかぜ・風疹・水痘など)にかかっている人がいる場合

⑧風邪などのひきはじめと思われる場合。体調の悪い時はなるべく見合わせましょう。

【予防接種を受けた後の注意】

予防接種を受けた後30分間くらいは、お子さんの様子に注意してください。急な副反応は、この間に起こることがあります。)

- ・安静 … 接種当日は安静にして、激しい運動はひかえてください。
- ・入浴 … 入浴は差しつかえありませんが、接種した部位はこすらないでください。
熱があるようでしたらひかえましょう。
- ・副反応… 接種後1週間は、副反応の出現にご注意ください。接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

【予防接種による健康被害救済制度について】

予防接種法に基づく定期予防接種によって引き起された副反応により、医療機関で治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害が残ったりした時は、その予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、国の定める医療費・医療手当・障害年金等の給付を受けることができます。

給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師や健康増進課へご相談ください。

【お知らせ】

- ・接種期間を過ぎると任意の接種(全額自己負担)となりますので、ご注意ください。
- ・長期にわたる疾病等により、生後1歳に至るまでの間にB型肝炎の予防接種を受けることが難しい場合は健康増進課までご連絡ください。

お問合せ先 保健福祉部 健康増進課 感染症対策係 Tel (0282) 25-3512
栃木市今泉町2-1-40 (栃木保健福祉センター内)

